<u>第4章 市民·事業者の行動指針</u>

第1節 市民の行動指針

第2節 事業者の行動指針

この章では、上尾市の「望ましい環境像」の実現に向け、 市民・事業者の皆さんにそれぞれ配慮していただきたい事項 (環境配慮指針)を「行動指針」として示しています。

第1節 市民の行動指針

基本目標1 やすらぎのあるまちに

項目別方針1-1 自然を守り育てるまち

今ある自然の保護・保全

- ◆ 自ら所有する土地の維持・管理に努めます。
- ◆ 近隣の公園・公有林・トラスト地など、身近な自然の維持・管理に協力します。
- ◆ 動植物の生育調査や観察会に参加するなど、自然保護活動に関心を持ち、協力します。
- ◆ ペットは最後まで責任を持って飼育します。

自然とのふれあいの促進

- ◆ 自然観察会や野外活動、環境保全活動などに参加します。
- ◆ 公園や遊歩道を散歩・散策するなど、身近な自然に親しみます。

項目別方針1-2 水辺や緑が身近にあるまち

緑化の推進

- ◆ 地域の特色のある花の選定と植栽のほか、敷地内にはブロック塀等に代えて生け垣の 導入・維持に努めます。
- ◆ 街路樹や緑の散歩道、緑地などに対し、落ち葉の清掃などの維持管理に協力します。
- ◆ 壁面やベランダ、屋上などの緑化に努め、身近な緑を増やします。

水辺環境の保全・整備

- ◆ 水辺の緑の維持管理に協力します。
- ◆ 水辺に親しむ体験学習などへの積極的な参加に努めます。

公園の整備

- ◆ 公園の清掃活動に参加するなど、維持管理に協力します。
- ◆ 公園の円滑な利用に努めます。
- ◆ 公園の新規設置にあたっては、設計や計画の段階から参加するよう努めます。

農地保全・活用

- ◆ 市民農園を活用します。
- ◆ 地産地消の考え方に基づき、地元産農産物の購入に努めます。また、農産物直売所を 積極的に利用します。

基本目標2 清らかで安全なまちに

項目別方針2-1 公害のないまち

大気汚染の防止

- ◆ 不要不急の自家用車の使用を控え、公共交通機関を活用し、また、徒歩や自転車での 移動を心がけます。
- ◆ 家庭ごみ(とくに塩化ビニール類が含まれるもの)を焼却しません。

水質汚濁の防止

- ◆ 米の研ぎ汁は、庭木への水やりなどに用います。
- ◆ 食器や鍋などに付着した油などのひどい汚れは、拭き取ってから洗います。
- ◆ みそ汁など汁ものの食べ残し・牛乳やビールなどの飲み残し・調理くず・廃食用油など は、下水に流さないようにします。
- ◆ 入浴の際は、石鹸・シャンプー・ボディソープなどを使いすぎないようにします。
- ◆ 風呂の残り湯は、掃除・洗濯・打ち水・庭木への水やりなどに再利用します。
- ◆ 掃除・洗濯の際は、洗剤を使いすぎないようにします。
- ◆ 河川周辺にごみの不法投棄をしません・させません。また、河川周辺の清掃美化運動に 協力します。
- ◆ 浄化槽の点検を定期的に行います。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換 します。

騒音・振動の防止

- ◆ 近隣に迷惑となる騒音の発生防止に努めます。
- ◆ エアコンや洗濯機など音の発生する家電製品等は、低騒音型製品の導入を心がけます。
- ◆ 自家用車を利用する場合は、住宅地における抜け道通過を自粛します。

悪臭の防止

- ◆ 近隣に迷惑となる悪臭の発生防止に努めます。
- ◆ 悪臭発生源の調査に協力します。

地下水・土壌汚染の防止

◆ 廃棄物等の処理を適正に行い、地下水や土壌への汚染の防止に努めます。

新たな公害の未然防止

- ◆ 廃棄物等の処理を適正に行い、ダイオキシン類やその他の化学物質等による汚染の防止に努めます。
- ◆ 有害化学物質による被害に遭わないよう、正しい情報の把握に努めます。

項目別方針2-2 美しいまち

ごみ散乱対策の強化

- ◆ ごみの分別や収集日時、場所を守ります。また、カラスなどによってごみが散乱しないよう努めます。
- ◆ 公園や道路、河川周辺・山林など、地域の清掃や美化活動に協力します。
- ◆ ごみは、ポイ捨てをせず、自宅に持ち帰ります。
- ◆ ごみの不法投棄を防止するため、地域でのパトロール活動などに協力します。

景観の保全・整備

- ◆ 地域の景観に関心を持ち、地域の特性に応じた快適なまちなみの形成に協力します。
- ◆ 建築物は、周囲のまちなみと調和する色やデザインにするよう心がけます。
- ◆ 里山の景観や歴史的資源などの周辺環境を含めた保全に協力します。
- ◆ 上尾市の歴史や文化を知り、活用するよう努めます。
- ◆ 空き地の適正な管理を実施します。





基本目標3 次世代を思いやるまちに

項目別方針3-1 資源を大切にするまち

3 R (発生抑制・再利用・再資源化)の推進

(発生抑制)

- ◆ 買い物の際は、エコバッグ(マイバッグ)を持参し、過剰包装を断るなど、ごみとなる ものを持ち帰らないようにします。
- ◆ 長期間使用できる製品や、再生・再利用が可能な製品を積極的に利用します。
- ◆ マイ箸・マイボトル運動に参加します。

(再利用)

◆ 不用品は、バザーやフリーマーケットに出品するなど、再利用に努めます。

(再資源化)

- ◆ 地域における資源回収活動や、スーパーマーケットなどでの牛乳パックやプラスチックトレイの回収などに積極的に参加するよう努めます。
- ◆ 生ごみは、堆肥化するなど、環境への負荷の低減に努めます。

省資源・省エネルギーの推進

- ◆ 太陽光などの自然エネルギーを利用し、省資源・省エネルギー行動を実践します。
- ◆ 省資源・省エネルギー型の製品やエコマーク製品を積極的に利用します。
- ◆ ヒートアイランド対策として、壁面や屋上の緑化などに取り組みます。
- ◆ 自家用車を使用する場合は、不要なアイドリングを自粛し、環境にやさしい運転(エコ・ドライブ)を心がけます。
- ◆ 地元産の農産物を積極的に購入します。

歩行•自転車利用促進

- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関の利用を心がけます。とくに、市内や近隣への移動には、 自家用車の使用を控えます。
- ◆ 自転車は、街頭に長時間放置せず、駐輪場の利用を心がけます。
- ◆ 自転車を使用する際は、歩行者に十分配慮し、安全運転に努めます。

水資源の有効活用

- ◆ 雨水浸透機能の向上に寄与するため、雨水浸透ます・浸透トレンチなどの設置に努めます。
- ◆ 雨水貯留タンクを設置するなど、雨水の利用を積極的に行います。
- ◆ 節水こまなど、節水器具・設備を設置します。
- ◆ 風呂の残り湯は、洗濯・掃除、打ち水、庭木への水やりなどに再利用します。
- ◆ 食器や鍋などに付着した油などのひどい汚れは、拭き取ってから洗います。

項目別方針3-2 環境のために行動するまち

環境に関する生涯学習の推進

- ◆ 幼稚園、保育所、小・中学校等と連携した環境に関する生涯学習や、子ども会などの 活動に、子どもと共に参加・協力します。
- ◆ 上尾市環境推進大会などの環境啓発イベントに積極的に参加し、省資源・省エネルギー や自然保護・環境保全について理解を深めます。

環境保全型の施設整備

- ◆ 環境に関する学習拠点などにおいて情報を受取り、また情報提供を行います。
- ◆ 各家庭において環境配慮事項を実践します。
- ◆ 公民館などを活用し、また、環境学習出前講座などの機会を活用します。

コミュニティ活動の促進

- ◆ 地域の活動に積極的に参加します。
- ◆ 友人や隣人に地域の環境保全活動への参加を呼びかけます。

地球市民としての行動

◆ ライフスタイルを、環境負荷の少ない簡素な生活へと転換していきます。



第2節 事業者の行動指針

基本目標1 やすらぎのあるまちに

項目別方針1-1 自然を守り育てるまち

今ある自然の保護・保全

◆ 開発行為に際しては、周辺の生態系に配慮し、身近な自然の維持・創造に努めます。

自然とのふれあいの促進

- ◆ 施設の緑化に努め、自然とふれあえる場を地域住民に提供します。
- ◆ 国・県・市が実施する、里山や水辺とふれあう機会の創出に積極的に協力します。

項目別方針1-2 水辺や緑が身近にあるまち

緑化の推進

- ◆ 大規模な工場や店舗などの施設では、環境に配慮し、緑化を推進します。
- ◆ 施設敷地内における効果的な緑化に努めます。また、施設の壁面や屋上の緑化を推進 します。
- ◆ 開発行為にあたっては、一定以上の緑地を確保します。

水辺環境の保全・整備

- ◆ 水辺の緑の維持管理に協力します。
- ◆ 水辺に親しむ体験学習などの開催に協力します。

公園の整備

◆ 公園の清掃活動に協力します。

農地保全・活用

- ◆ 農家は、農地の保全に努めます。
- ◆ 遊休農地は、市民向けの農園としての開放を検討するなど、活用に努めます。

基本目標2 清らかで安全なまちに

項目別方針2-1 公害のないまち

共通事項

◆ 法令による規制基準を守り、さらに改善するよう努めます。

大気汚染の防止

- ◆ 自動車を使用する場合は、不要なアイドリングを自粛し、環境にやさしい運転(エコ・ドライブ)を心がけます。また、低公害車の導入に努めます。
- ◆ 共同輸送の実施などにより、物資流通の効率化を図ります。
- ◆ 従業員等の通勤にあたっては、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を推奨・指導し、 また、送迎バスの運行などにより、自家用車の使用を縮減します。
- ◆ 時差通勤の導入を検討するなど、通勤時間帯の交通混雑の緩和に協力します。

水質汚濁の防止

◆ 排水にあたっては、法令による規制基準を守ることはもとより、環境への負荷をできる だけ小さくするよう心がけます。

騒音・振動の防止

- ◆ 近隣に迷惑となる騒音を低減・抑制し、地域でのルール作りを行い、実践します。
- ◆ 建設作業にあたっては、低騒音・低振動の工法や機材を採用します。
- ◆ 住宅街における大型車両等の通過を自粛します。

悪臭の防止

- ◆ 近隣に迷惑となる悪臭を低減・抑制し、地域でのルール作りを行い、実践します。
- ◆ 臭気発生物質の使用時には、密閉性の高い施設での収納・使用に努め、適切な処置を 施し排気を実施します。

地盤沈下の防止

◆ 工業用水の再利用を行うなどして、揚水量の抑制を行います。

地下水・土壌汚染の防止

- ◆ 廃棄物の処理を適正に行うことで、地下水や土壌への汚染の未然防止を図ります。
- ◆ 化学薬品や石油製品等の管理を徹底し、土壌への漏洩を防止します。

新たな公害の未然防止

- ◆ 廃棄物等については、安易な焼却を行わないなど、処理を適正に行い、ダイオキシン類 による汚染の未然防止を図ります。
- ◆ 製品の生産、加工、利用・消費、廃棄までの環境汚染の可能性を把握するとともに、 各段階で使用・排出される化学物質の工程管理を行い、汚染の未然防止に努めます。
- ◆ 自社で使用・排出される化学物質の安全性などについて、情報の公表に努めます。
- ◆ 新たな公害の現状調査に協力します。
- ◆ 農産物の生産にあたっては、近隣住民や消費者の健康に配慮し、農薬や化学肥料などの 使用の低減に努め、また、その飛散の防止に努めます。

項目別方針2-2 美しいまち

ごみ散乱対策の強化

◆ 事業所内外の清掃・美化や、事業所を含む地域の美化活動を促進します。

景観の保全・整備

- ◆ 地域の景観に関心を持ち、地域の特性に応じた快適なまちなみの形成に協力します。
- ◆ 建築物は、周囲のまちなみと調和する色やデザインにするよう心がけます。
- ◆ 里山の景観や歴史的資源などの周辺環境を含めた保全に協力します。
- ◆ 景観を阻害するような屋外広告物や捨て看板などは使用しないようにします。
- ◆ 空き地の適正な管理を実施します。



基本目標3 次世代を思いやるまちに

項目別方針3-1 資源を大切にするまち

3 R (発生抑制・再利用・再資源化)の推進 (発生抑制)

- ◆ 長期間使用できる製品や、再生・再利用し易い製品を積極的に開発・製造・利用します。
- ◆ 販売方法を工夫し、梱包材や包装紙、広告紙などの削減に努めます。 (更利用)
- ◆ フリーマーケットの開催を支援するなど、事業所近隣の地域の環境活動に協力します。 (再資源化)
- ◆ 製品には、廃棄時の分別方法・資源化方法を明瞭に表示します。また、製品の、再利用できる部品等の回収方法を確立します。

省資源・省エネルギーの推進

- ◆ 事業活動におけるエネルギー効率の見直しを進め、環境影響を軽減する対策を実施します。
- ◆ 省資源・省エネルギー型の製品やエコマーク製品を製造・利用します。
- ◆ 自動車を使用する際は、不要なアイドリングや急発進・急加速を抑制するなど、エコ・ ドライブの実践に努めます。
- ◆ 太陽光発電システムなど、自然エネルギーの導入に努めます。
- ◆ 地元産の農産物の販売に協力します。

步行·自転車利用促進

- ◆ 店舗などにおいては、駐輪スペースの設置・拡張に努めます。
- ◆ 従業員に公共交通機関の利用を促し、自家用車通勤を控えるよう指導します。
- ◆ 近隣への営業に際しては、徒歩や自転車の利用に努めます。

水資源の有効活用

- ◆ 雨水浸透機能の向上に協力するため、雨水浸透ます・浸透トレンチなどを設置します。
- ◆ 適正な地下工事工法に努め、また地下水揚水を抑えるように努めます。
- ◆ 雨水貯留タンクを設置するなど、雨水の利用を積極的に行います。
- ◆ 節水こまなど節水器具・設備を設置します。



項目別方針3-2 環境のために行動するまち

環境に関する生涯学習の推進

- ◆ 環境教育の指導者をさらに育成し、事業所内の研修体制を確立します。
- ◆ 研修を計画的に実施し、従業員に環境情報を提供することにより、従業員が、省資源・ 省エネルギーや自然保護・環境保全などについて理解を深めることができるように努め ます。
- ◆ 市の環境出前講座の活用を図ります。
- ◆ 上尾市環境推進大会などの環境啓発イベントに積極的に参加します。

環境保全型の施設整備

- ◆ 環境に関する生涯学習拠点などにおいて情報を受取り、また情報提供を行います。
- ◆ 各事業所・企業において環境配慮事項を実践します。

コミュニティ活動の促進

- ◆ 地域社会の一員として、地域貢献活動に積極的に参加します。
- ◆ 環境保全団体の活動に参加・支援します。
- ◆ CSRレポートやホームページなどにおいて、自社の環境活動の状況を公表します。

地球市民としての行動

- ◆ 事業活動の見直しにより、環境負荷の低減に努めます。
- ◆ ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入し、 環境管理・環境監査を実践します。

